

市税および料金などの滞納者に対する徴収を強化します

「非強制徴収公債権と私債権の徴収強化」

強制執行の流れ



「納付忘れ」の防止には
□座振替が便利です
納付忘れによる滞納が見受けられます。
納期ごとに振り替えされると「口座振替」もご利用ください。
□座振替は、市内金融機関に申込用紙がありますので、通帳と通帳印を持参の上、指定する口座がある金融機関で手続きください。

市町村医師養成事業 平成31年度医師養成・修学生を募集します

岩手県と県内市町村は、県内の医師不足解消を目的に、医学部に通う大学生に対して修学資金を貸し付ける「市町村医師養成事業」を共同で実施しています。

- ▷対象=将来、県内で医師として業務に従事する意思がある医学生
- ▷貸付金額=月額20万円、入学一時金の一部
- ▷採用人数=県内で15人程度
- ※入学一時金の貸し付けは7人まで
- ▷選考方法=面接、書類審査
- ▷選考期日=3月23日(土)
- ▷申請方法=申請書類、その他必要書類を直接持参するか、書留郵便で提出してください。

※申請書類・必要書類など、詳しくは岩手県国民健康保険団体連合会のホームページをご覧になるか、問い合わせください。申請書類は、市役所本庁国保年金課にも備え付けています。

- ▷申請期間=3月1日(金)~3月20日(水)
- ※申請期間後に大学に合格した人は、3月29日(金)まで申請を受け付け、4月6日(土)が選考期日となります。
- ▷申請先=〒020-0025 盛岡市大沢川原3-7-30 岩手県国民健康保険団体連合会
- ▷問い合わせ先 国保年金課地域医療係(☎内線149)



市が行っているさまざまな行政サービスの保持と、納期内に納付している多くの市民の皆さんとの公平性を図るために、市では市税や料金などの滞納についての徴収の強化を進めています。

1月21日号で、市の債権が3つに分類されること、強制徴収公債権の徴収強化などについてお知らせしましたが、本号では非強制徴収公債権および私債権の徴収強化について紹介します。

非強制徴収公債権の徴収について

非強制徴収公債権は、行政処分により発生する債権で、老人保護措置費一部負担金などが該当します。

市が滞納処分(差押えなど)を行うことができないため、督促や催告を行っても納付が

ない場合は、裁判手続きによる支払督促や訴訟などを経て強制執行を行う場合があります。

強制執行の流れは、次ページのとおりです。

老人保護措置費一部負担金は、養護老人ホームに入所する高齢者の費用に充てられており、入所する人の収入に応じて本人負担額が決められています。

また、同じ世帯の配偶者は子に所得税や住民税が課税されている人がいれば、扶養義務者としての負担金が課されます。

こうした負担金は、本人分については入所施設を通じて、扶養義務者については納付書を送付する際に文書を同封するなどして、それぞれ納期内の納付を呼びかけています。

老人保護措置費一部負担金を滞納した場合は、引っ越し先の水道の給水を停止します。

水道料金を滞納したまま市内の別の住所に引っ越しした場合、引っ越し先の水道の給水を停止します。

水道料金は、市内の金融機関、コンビニエンスストアおよび市役所本庁で納付できます。

また、簡易水道料金については、三陸支所および綾里・吉浜地域振興出張所でも納付できます。

水道料金は、市内の金融機関、コンビニエンスストアおよび市役所本庁で納付できます。

また、簡易水道料金については、三陸支所および綾里・吉浜地域振興出張所でも納付できます。

水道料金は、市内の金融機関、コンビニエンスストアおよび市役所本庁で納付できます。

また、簡易水道料金については、三陸支所および綾里・吉浜地域振興出張所でも納付できます。

水道料金は、市内の金融機関、コンビニエンスストアおよび市役所本庁で納付できます。

水道料金は、市内の金融機関、コンビニエンスストアおよび市役所本庁で納付できます。